

2019年8月8日

各 位

nms ホールディングス株式会社  
(コード：2162 東証 JASDAQ)

株式会社日本教育技能機構(JATEO)

**特定技能制度「登録支援機関」に登録されました**

nmsホールディングスグループの外国人技能実習生向け研修事業会社「株式会社日本技能教育機構（以下、JATEO）」は、「特定技能」の在留資格をもつ外国人と、受け入れ企業に対して様々な支援を行う「登録支援機関」に登録されました。外国人技能実習生受け入れに関わる業務支援で培ったノウハウを活用し、日本で働く外国人と受け入れ企業の双方に対してきめ細やかなサポートを行います。

nmsホールディングスグループの外国人技能実習生向け研修事業会社JATEOでは、外国人技能実習生が安心して働ける環境をサポートするため、技能実習生に対する教育・研修、帰国後の支援、また、実習生受け入れ企業に対して、総務・人事・労務・福利厚生等に関する業務支援を行ってきました。

この度、出入国在留管理庁より「登録支援機関」に登録されたことにより、外国人技能実習生だけでなく、特定技能外国人を受け入れる企業に対しても、業務支援の幅をひろげることが可能となりました。

これまでに培った業務支援のノウハウを活用し、より多くの日本で働く外国人と受け入れ企業の双方に対して、きめ細やかなサポートを提供いたします。

## &lt;許認可概要&gt;

登録番号：19登-001502

登録年月日：2019年7月31日

## &lt;登録支援機関について&gt;

2019年4月より新たに導入された在留資格「特定技能」は、国内では十分な人材の確保ができない14業種\*において、外国人の就労が可能となりました。

特定技能外国人を受け入れる企業は、外国人の職場生活上、日常生活上、社会上の支援を行うための支援計画の作成及び支援の実施が義務付けられています。受け入れ企業はこの計画の作成や計画に基づく支援を外部に委託することができ、この委託を受けることができる機関が「登録支援機関」です。

\*14業種：建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、素形材産業、産業機械製造業、電気電子情報関連産業

**JATEO**  株式会社日本技能教育機構 <http://jateo.n-ms.co.jp/>

(1) 商 号	株式会社日本技能教育機構 (略称 JATEO)
(2) 所 在 地	千葉県我孫子市湖北台3丁目3-10
(3) 代 表 者	代表取締役 柴田 嘉生
(4) 事業内容	外国人技能実習制度に関わる以下の事業 ①入国後教育研修の受託 ②実習生受け入れ先への業務支援
(5) 資 本 金	2,000万円
(6) 設 立	2017年8月22日